

2019

ユニオンに加入して通勤交通費を要求しよう！

派遣労働者の通勤交通費 支給要求キャンペーン勉強会

昨年の通常国会で成立した「働き方改革関連法」。法律ができたことで、正規・非正規の間の不合理な待遇格差をなくすための規定が整備されました。当然に派遣労働者に生じている様々な格差も対象になります。

これにより、いくつかの手当について支給しないことは不合理と判断されることになりました。そのひとつが通勤交通費です。派遣元・先の正社員の多くには通勤交通費が支給されていますが、依然としてほとんどの派遣労働者に支給されていません。働き方改革などと言われる前から支給しないことは問題とされていましたが、支給されているケースは多くありません。派遣会社との契約が、有期契約から無期契約に変わったら通勤交通費が支給されるようになったが、時給が下がったという悪質な相談も寄せられています。

さらに通勤交通費は、賃金に区別して“手当”などとして支給されていると非課税になりますが、そうでない場合は課税になります。つまり、同じ駅から同じ職場に通勤していても通勤交通費が支給される正社員は定期代が非課税になり、通勤交通費が支給されない派遣労働者は定期代が課税されるということになります。

これまで派遣労働ネットワークでは、この不公平な課税を改善するための運動に取り組んできました。加えて、派遣会社に通勤交通費支給を求めるとともに、派遣で働く方々に通勤交通費を要求するよう呼びかけています。もちろん、そうはいつでもどうやって支給を求めたらいいのかわからない人も多いと思います。そこで、通勤交通費の支給を求めるための勉強会を開催することにしました。ひとりで参加するのは不安という方は、お友達と一緒に参加してください！

多くの方の参加をお待ちしています。

＜「同一労働同一賃金ガイドライン」より＞
「派遣元事業主は、派遣労働者にも、派遣先に雇用される通常の労働者と同じの通勤手当及び出張旅費を支給しなければならない」

日時：2019年2月8日（金）午後7時～

場所：ユニオン運動センター一会議室

主催：派遣労働ネットワーク&全国ユニオン

渋谷区代々木4-29-4 西新宿ミノシマビル2階 一般社団法人ユニオン運動センター内
TEL. 03-5354-6251 FAX. 03-5354-6252

問い合わせ：東京ユニオン